



中部電力

浜岡原子力発電所に係る最近の動向

2025年1月21日

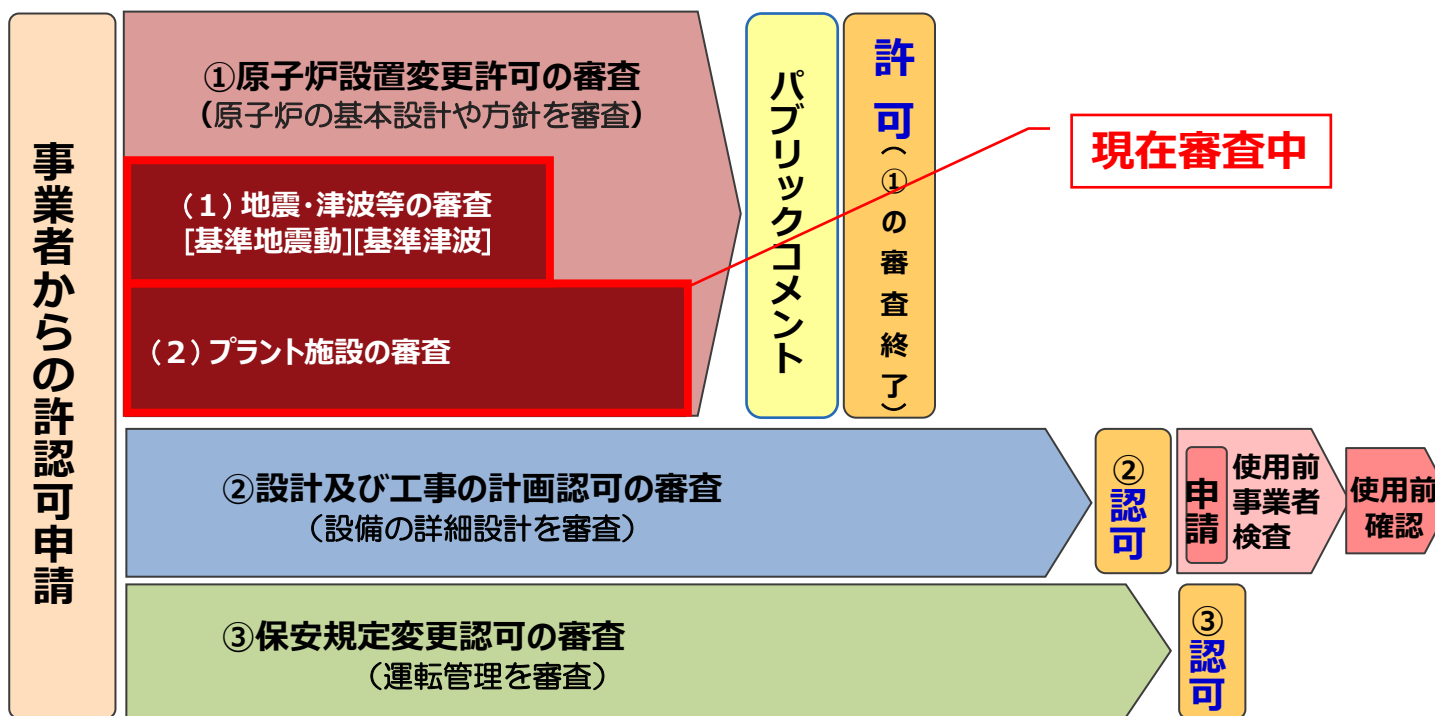
1. 適合性確認審査の状況
2. 安全性向上対策の状況
3. 当社の防災対応
4. 1・2号機 廃止措置の状況

01

適合性確認審査の状況

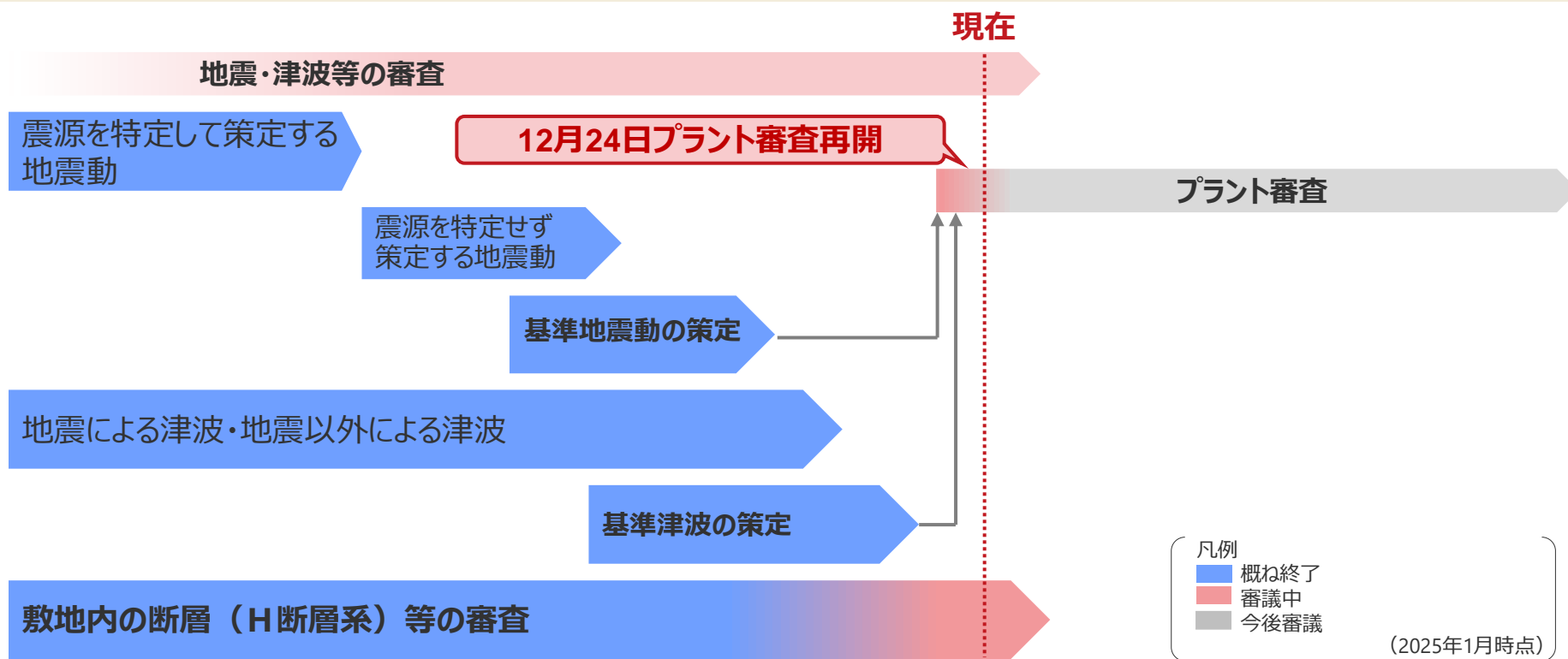
(1) 新規制基準適合性に係る審査の流れ

- 新規制基準への適合性確認審査は、「原子炉設置変更許可」「設計及び工事の計画の認可」「保安規定変更認可」があり、事業者からの申請後、段階的に原子力規制委員会が実施します。
- そのうち、「原子炉設置変更許可」の審査は、地震・津波等の自然現象に関する事項とプラント施設に関する事項に分けて審査されます。
- 原子力規制委員会は、「基準地震動」及び「基準津波」が確定したプラントから「プラント施設の審査」を行う方針としています。

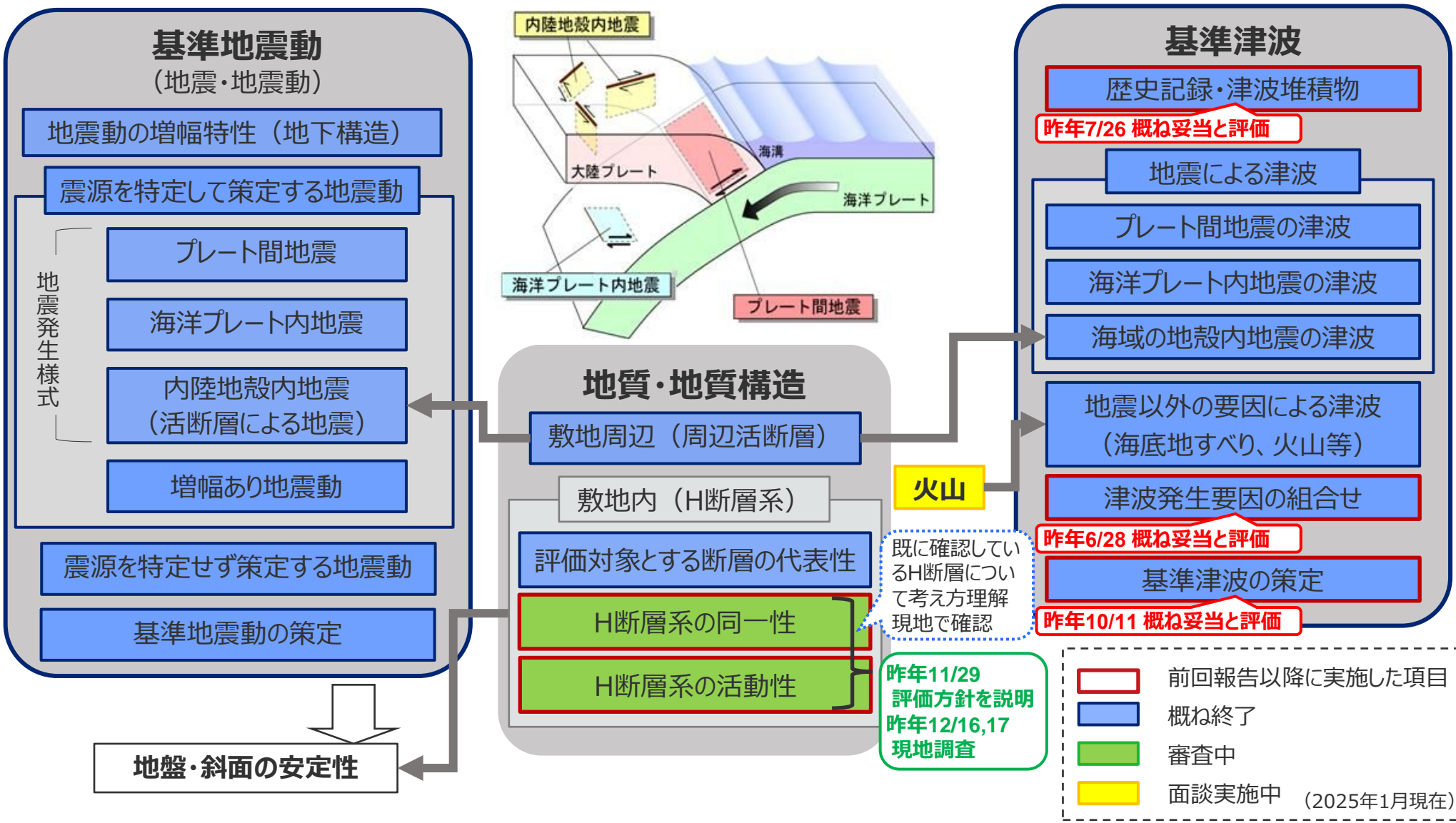


(2) 審査スケジュール

- 2023年9月に基準地震動、2024年10月に基準津波の審査内容が原子力規制委員会より「おおむね妥当」との評価を頂きました。
- これにより、プラント班の審査に影響を及ぼす地震動、津波高が決まったことから、11月13日に当社社長と原子力規制委員会の意見交換会を開催いただき、プラント班の審査再開などを認めていただきました。原子力規制委員会でのプラント審査（設備などの基本設計に係る審査）を進めています。



(3) 耐震関連審査の進捗状況



(4) 基準地震動(超過確率の参照)

- 基準地震動は既に確定していますが、確率論的地震ハザード評価に基づき、基準地震動がどの程度の年超過確率（1年間に揺れの大きさを超える確率）に相当するかを把握することが求められています。
- 昨年9月6日の審査会合では、基準地震動の年超過確率は 10^{-4} から 10^{-6} 程度と低確率であることを説明しました。その結果、概ね妥当な検討がなされていると評価され、基準地震動に係る全ての審査項目が完了しました。

基準地震動

地震動の増幅特性（地下構造）

震源を特定して策定する地震動

プレート間地震

海洋プレート内地震

内陸地殻内地震
(活断層による地震)

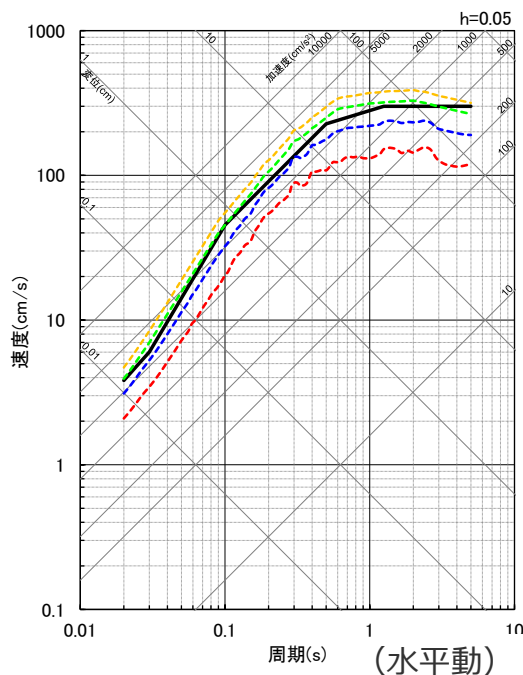
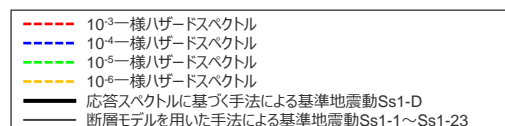
増幅あり地震動

震源を特定せず策定する地震動

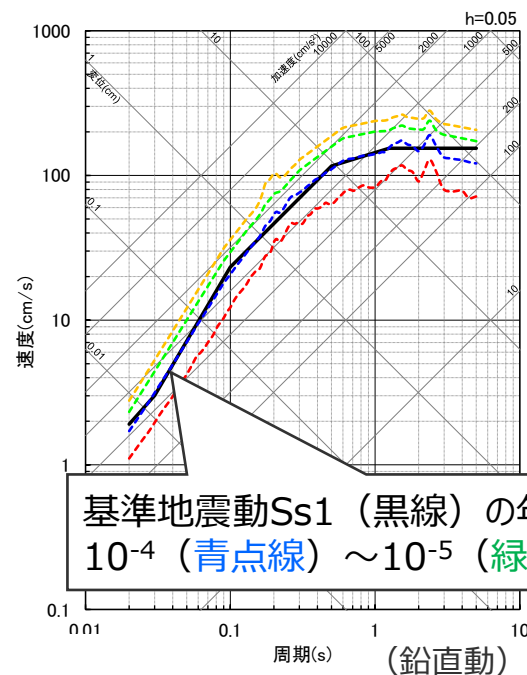
基準地震動の策定

地震発生様式

昨年9/6超過確率の参照について説明
概ね妥当と評価



基準地震動Ss1の超過確率の参照の結果の例



基準地震動Ss1（黒線）の年超過確率は、 10^{-4} （青点線）～ 10^{-5} （緑点線）程度。

(5) 基準津波 (津波発生要因の組合せ)

- 昨年6月28日の審査会合では、前回4月の審査会合で、プレート間地震と海底地すべり等の組合せ評価に漏れがないか確認することなどのコメントがあったため、追加の評価を行い漏れがないことを確認した結果について説明しました。
- その結果、**津波発生要因の組合せ評価 (最高水位海拔25.2m)** は概ね妥当な検討がなされていると評価されました。

基準津波

歴史記録・津波堆積物

地震による津波

プレート間地震の津波

海洋プレート内地震の津波

海域の地殻内地震の津波

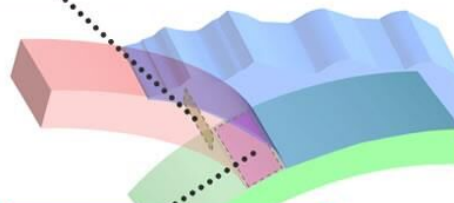
地震以外の要因による津波
(海底地すべり、火山等)

津波発生要因の組合せ

基準津波の策定

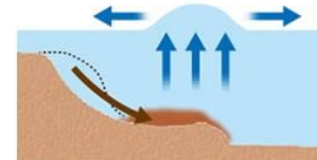
昨年6/28説明
概ね妥当と評価

海域の活断層による地殻内地震の津波



プレート間地震の津波

海底地すべりを発生要因とする津波



津波影響が支配的と考えられる津波発生要因



それぞれ
組合せを検討

+

プレート間地震との組合せを検討する要因

海域の活断層による地殻内地震

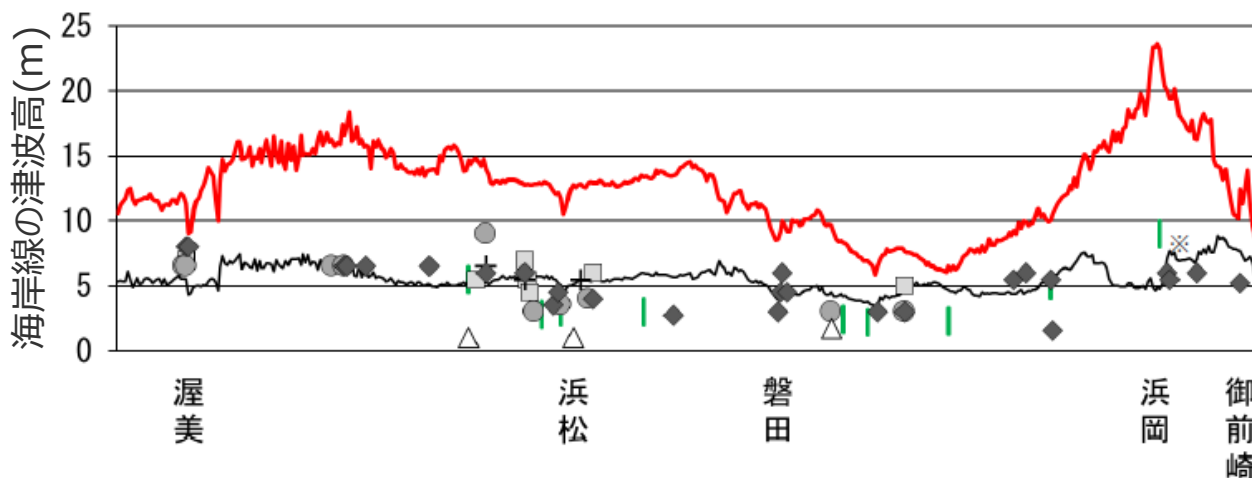
+

海底地すべり

最高水位
海拔25.2m

(5) 基準津波（歴史記録及び津波堆積物に関する調査）

- 基準津波の策定に当たっては、発電所敷地周辺の「歴史記録及び津波堆積物に関する調査」を行い、策定した基準津波が過去の津波を上回っていることを確認します。
- 昨年7月26日の審査会合では、5月の審査会合におけるコメントを踏まえ、津波堆積物を総合的に評価し、敷地の津波堆積物は、基準津波を見直さなければならないような規模の津波を示唆するものではなく、**歴史記録及び津波堆積物から推定される津波高は概ね5~10m**となることを説明しました。その結果、**概ね妥当な検討がなされていると評価**されました。



歴史記録及び津波堆積物から推定される
津波高は概ね5~10m

昨年7/26説明 概ね妥当と評価

歴史記録に基づく痕跡高

- 明応
- + 慶長
- 宝永
- ◆ 安政東海
- △ 昭和東南海

— : プレート間地震とs26地点の海底地すべりの組合せによる津波高

— : 遠州灘沿岸域の痕跡再現モデルの津波高

■ : 津波堆積物から推定される津波高

(津波堆積物の最大標高+0~2mの高さを幅で示した)

敷地が位置する遠州灘沿岸域の津波高

※敷地の津波堆積物と評価したイベント堆積物については、堆積当時の地形が現在と異なり、海から近く津波が集まりやすい谷地形であったことが、堆積物の分布標高等に影響を与える要因と考えられる。

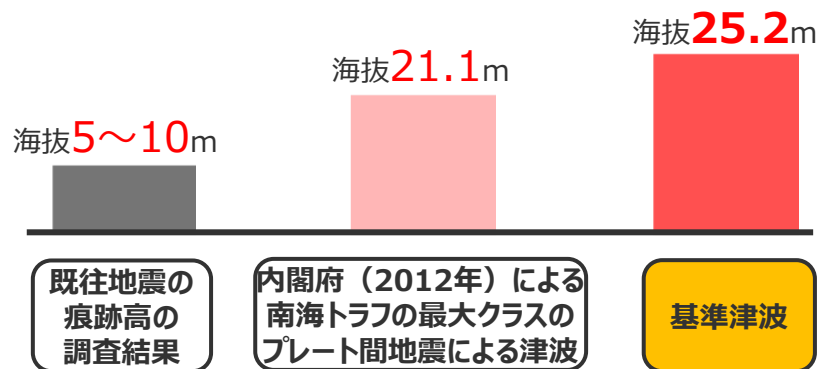
(5) 基準津波（策定）

- 昨年10月11日の審査会合では、防波壁前面の津波の最高水位が海拔25.2mとなるケースなどを基準津波として策定したことを報告し、概ね妥当と評価されました。
- 策定した基準津波（海拔25.2m）に対し、新規制基準で要求されている「基準津波を発電所敷地に浸入させないこと（ドライサイト）」の確保に向け、現在、発電所の安全性をより一層高めるための具体的な対策について検討を進めています。
- 一昨年9月29日の審査会合での基準地震動の概ね妥当との評価と合わせ、この度の基準津波の概ね妥当との評価により施設の設計に用いる地震動と津波高が確定しました。

敷地に影響が大きい津波はプレート間地震による津波であり、**内閣府(2012年)による南海トラフの最大クラスのプレート間地震の津波断層モデル**を踏まえて津波評価を行うとともに、海底地すべり等のその他の津波発生要因による津波等との組合せ評価も行い、**敷地への影響が最も大きいものを基準津波**として策定。



基準津波：防波壁前面 海拔25.2m



【津波に対する各種対策について】

- 浜岡原子力発電所では、安全性の向上に向け、自主的な津波対策として、防波壁に加え、建屋内浸水防止や、高台への電源設備の設置などを講じてきています。
- 防波壁は粘り強い構造としているため、今回提示した基準津波（海拔25.2m）に対しても倒壊することなく、敷地への浸水量を抑制できると考えています。



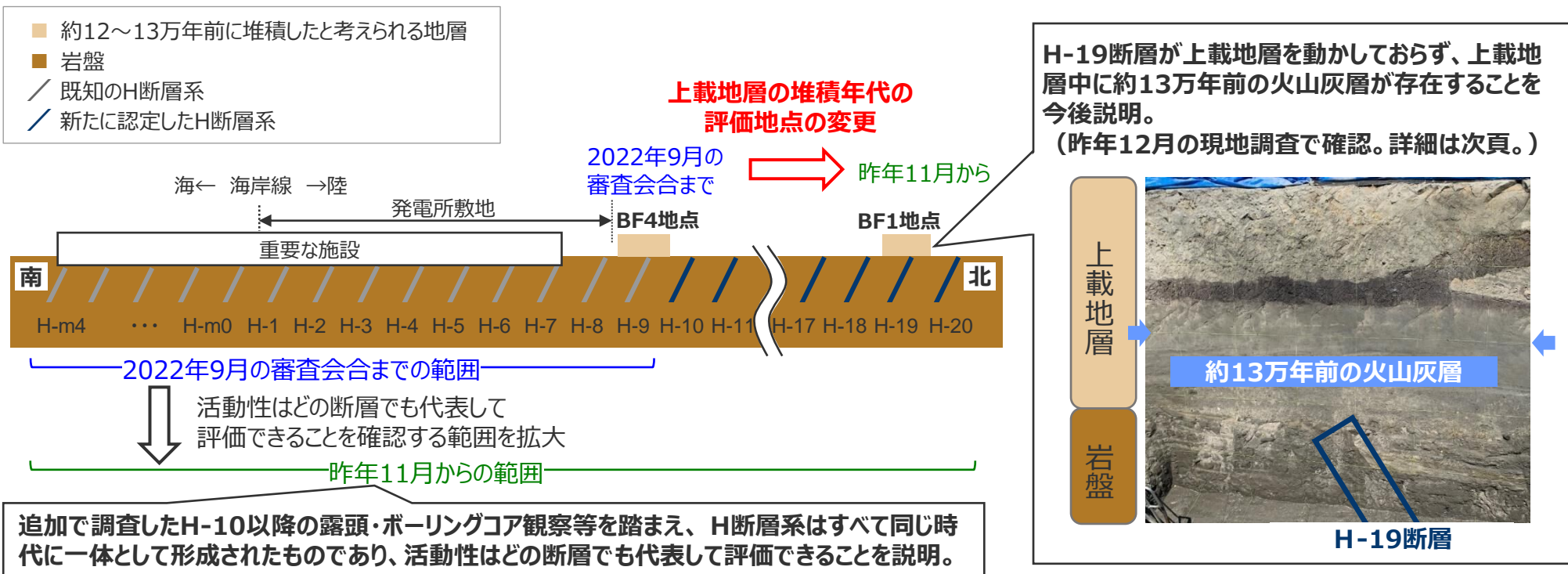
津波の侵入を防ぐ強化扉・水密扉



高台40mに設置した緊急時ガスタービン発電機

(6) 敷地内の断層 (H断層系) (同一性・活動性の評価方針)

- 断層が活断層ではないことを審査で証明するためには、約12～13万年前（後期更新世）以前に堆積した断層上部の地層（上載地層）を当該断層が動かしていないことを示す必要があります。
- 2022年9月の審査会合において、BF4地点におけるH断層系の上載地層の堆積年代について、科学的データに基づく確実な評価結果を示すようコメントがあり、追加調査とその取りまとめを進めてきました。
- 昨年11月29日の審査会合では、**上載地層の堆積年代の評価地点をBF4地点から、上載地層中に約13万年前の火山灰層を確認したBF1地点へ変更し、H断層系が活断層ではないことを示す評価方針を説明しました。**



H断層系の活動性評価 (概念図)

(6) 敷地内の断層 (H断層系) (現地調査)

- 昨年12月には原子力規制委員会による現地調査が行われ、敷地内のH断層系と敷地外で新たに認定したH断層系とで断層の特徴、性状が類似しているかどうか等を露頭やボーリングコア等を用いて確認いただきました。
- また、BF1地点のトレンチ調査について現地を確認いただき、上載地層中に発見した約13万年前の火山灰層等について説明しました。
- 今後、審査会合で詳細を説明してまいります。



H断層系の分布及び活動性評価に係るボーリングコアを確認している様子



BF1地点のトレンチ調査について確認している様子
(静岡朝日テレビ)

当社説明事項

プラント側審査の開始

- ✓ 2023年9月に基準地震動、2024年10月に基準津波について、『おおむね妥当』の評価をいただいた。
耐震・耐津波設計の前提となる基準地震動・基準津波が決まったため、プラント審査をお願いしたい。
- ✓ 敷地の地質・地質構造（H断層系）の評価については、今後の審査会合で適切に説明させていただく。

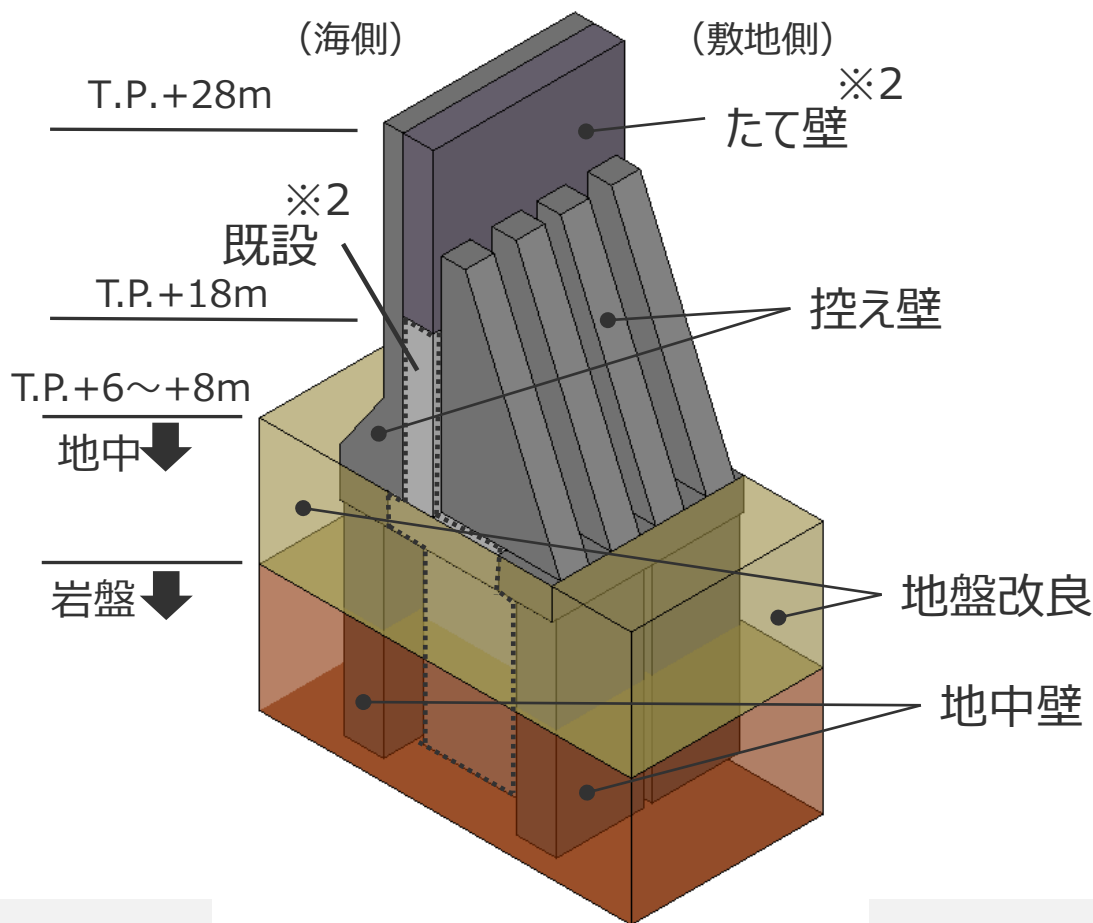
基準津波（T.P.+25.2m）に対する津波防護方針

- ✓ 基準津波（T.P.+25.2m）に対し、防波壁等により、遡上波を地上部から到達または流入させない方針。
- ✓ 防波壁は、既設防波壁を高さT.P.+28mにかさ上げし、一層堅牢な構造となるよう設計方針を変更する。

プラント側審査の今後の進め方

- ✓ 審査を進めるにあたり、4号機の審査を先行して進め、同一型式炉であり共通事項の多い3号機についても適宜同調して説明を行い、並行して審査いただく等、効率的な審査を希望する。
- ✓ 仮に、3号機に関連する事項で審査が遅れる見込みとなった場合は、4号機の許可を先行して頂くことも希望する。
- ✓ なお、防波壁以外にも使用済燃料乾式貯蔵施設、水素対策や冷却対策等の設計方針を変更する。
早期に審査を始められるよう、審査に必要な資料を11月末に提出する準備を進めている。

- 新規制基準に基づき、基準津波 (T.P.+25.2m) に対し、津波防護施設 (防波壁等) により、遡上波を地上部から到達または流入させない設計 (ドライサイト) ※¹ と致します。
- 防波壁は、高さT.P.+22mの既設防波壁を高さT.P.+28mへとかさ上げし、一層堅牢な構造となるよう設計方針を変更します。



※¹ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記3の3

※² たて壁の既設への接続に当たっては、既設の上部追設部(4m)等を取り外して設置。

防波壁高さ : T.P.+28m

(基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドを踏まえ、潮位のばらつき等も検討して設定)

構造 : たて壁を海側・敷地側の控え壁で支え、これらを岩盤に根入れした地中壁で支持するとともに、更に地中壁周辺を地盤改良することで、津波波力や地震力に対し十分に耐える構造とする。

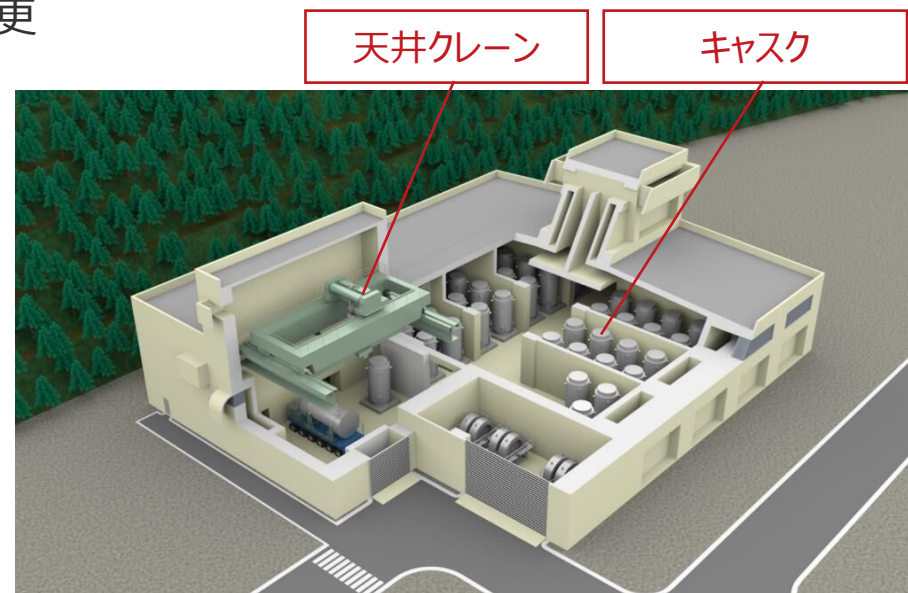
□ 審査ガイドの制定およびこれまでの審査での議論を踏まえ、使用済燃料乾式貯蔵施設の設計方針を変更します。

【主な変更点】

- ・ 貯蔵建屋：半地下式建屋から地上式建屋に変更
- ・ 貯蔵容量：使用済燃料約2,200体（約400トン・ウラン）から約4,400体（約800トン・ウラン）に変更



鳥瞰図（外観）



鳥瞰図（カット断面）

- その他、先行プラントでのこれまでの審査内容等を踏まえ、水素対策や冷却対策等の設計方針を変更します。
- 早期に審査を始められるよう、審査に必要な資料を11月末に提出する準備を進めています。

<変更の例>

水素対策の強化	原子炉建屋内の水素対策の強化として、新たな設備を検討します。 <ul style="list-style-type: none"> • 静的触媒式水素再結合器 (PAR) の設置
冷却対策の強化	原子炉高圧時または電源喪失時の冷却対策の強化として、新たな設備を検討します。 <ul style="list-style-type: none"> • 高圧代替注水系 (HPAC) の設置 • 緊急時ディーゼル駆動注水ポンプ (EDI) の設置

PAR : Passive Autocatalytic Recombiner の略

HPAC : High Pressure Alternate Cooling system の略

EDI : Emergency Diesel driven Injection system の略

02

安全性向上対策の状況

(1) 発電所の取り組み (設備)

・敷地内の様々な箇所で対策工事を実施しています。



(2) 【参考】設備対策の強化(1/2)

浜岡原子力発電所では、従来から耐震性を高める工事など常に最新の知見を反映し安全性向上に努めてきました。福島第一原子力発電所の事故以降も、津波対策や重大事故等対策を自主的に進めるとともに、新規規制基準を踏まえた追加対策に取り組むなど、安全対策を積み重ねています。

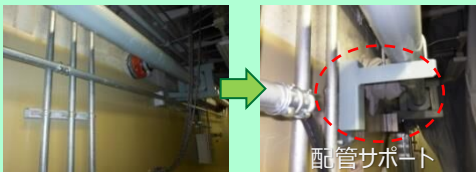
【重大事故等に至らせない】

様々な事態に対しても、原子炉施設の安全を確保するための機器が機能喪失しないようにします。

《地震対策》

①配管サポート工事

- ②排気筒補強工事（震災以前の当社自主対策）
- 4号機取水槽地盤改良工事（工事終了）
- 敷地内斜面補強工事（工事終了）



①配管サポート工事

《津波対策》

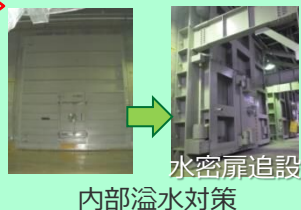
- ◎防波壁・敷地東西盛土（工事終了）
- ◎溢水防止壁（工事終了）
- ◎強化扉・水密扉（工事終了）
- 建屋開口部自動閉止装置



◎強化扉・水密扉

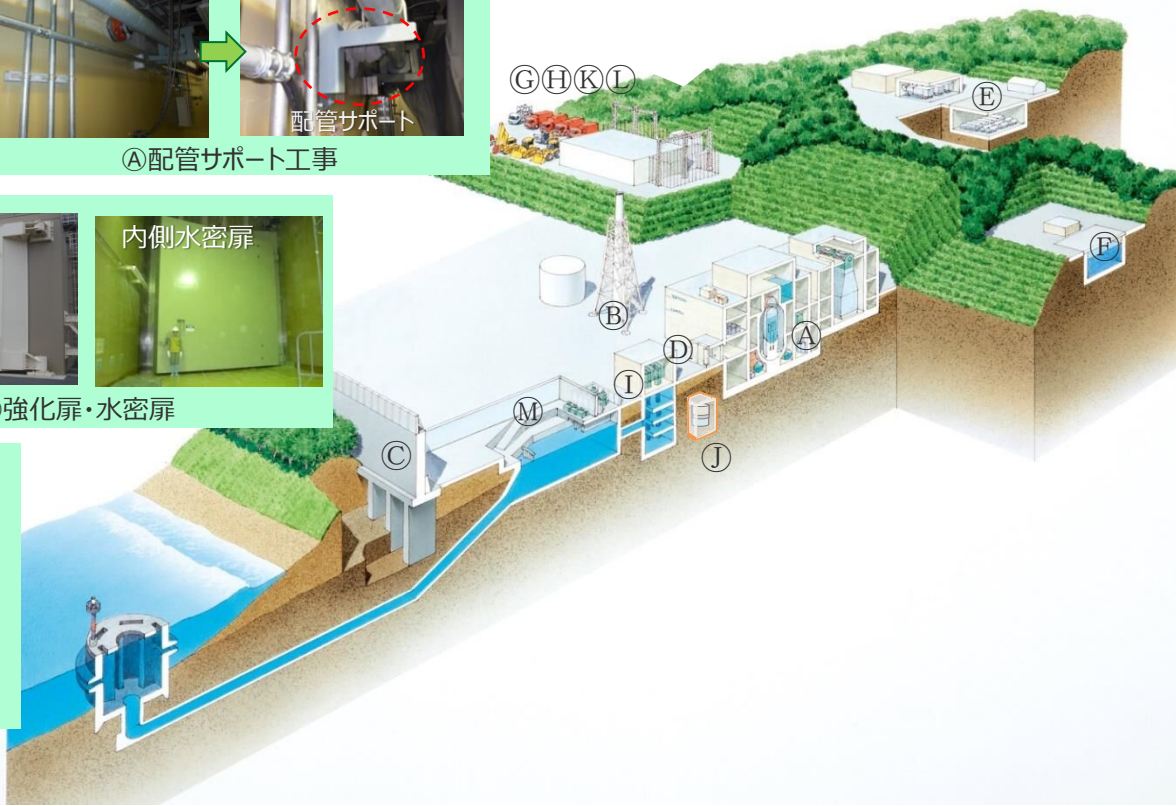
《自然災害・火災対策他》

- 内部火災対策
- 内部溢水対策
- 軽油タンクの地下化
- 防火帯（工事終了）
- 飛来物防護対策：
海水取水ポンプ室（工事終了）



水密扉追設
内部溢水対策

【青字部分は工事実施中】



(2) 【参考】設備対策の強化(2/2)

【重大事故等に備える】

仮に原子炉施設の安全を確保するための機器が機能喪失しても、冷やす機能を確保し、重大事故に至らないようにします。

また、万が一重大事故等が発生した場合に備え、事故の進展を防ぐ機能を強化します。

《電源対策》

- **ガスタービン発電機** (工事終了)
- **電源車** (配備終了)
- **蓄電池容量の増強**
- **災害対策用発電機** (工事終了)



《注水対策》

- **緊急時淡水貯槽** (工事終了)
- **可搬型注水ポンプ車** (配備終了)
- **可搬型取水ポンプ車** (配備終了)



《除熱対策》

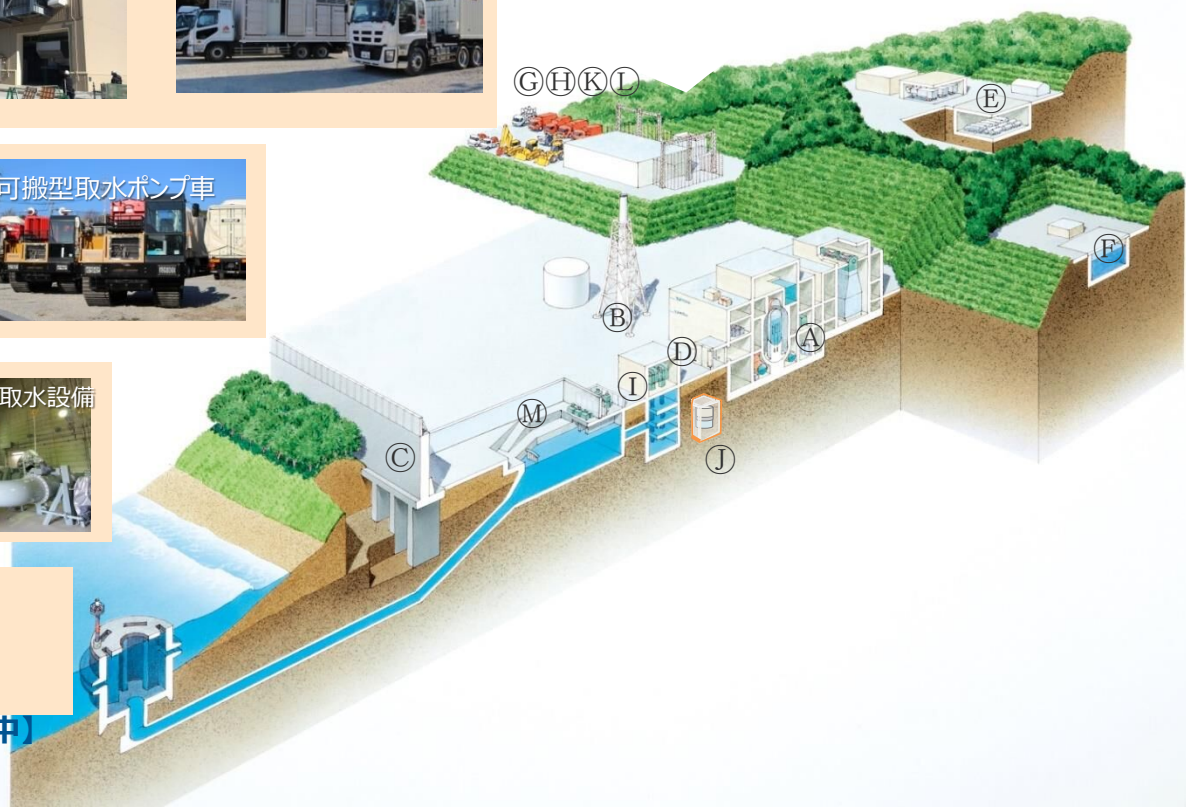
- **緊急時海水取水設備** (工事終了)
- **フィルタベント設備**
- **代替熱交換器車** (配備終了)



《その他対策》

- **緊急時対策所増設**
- **可搬設備保管場所・アクセスルート** (工事終了)

【青字部分は工事実施中】



03

当社の防災対応

(1) 事故収束活動の体制・組織 (ソフト面)

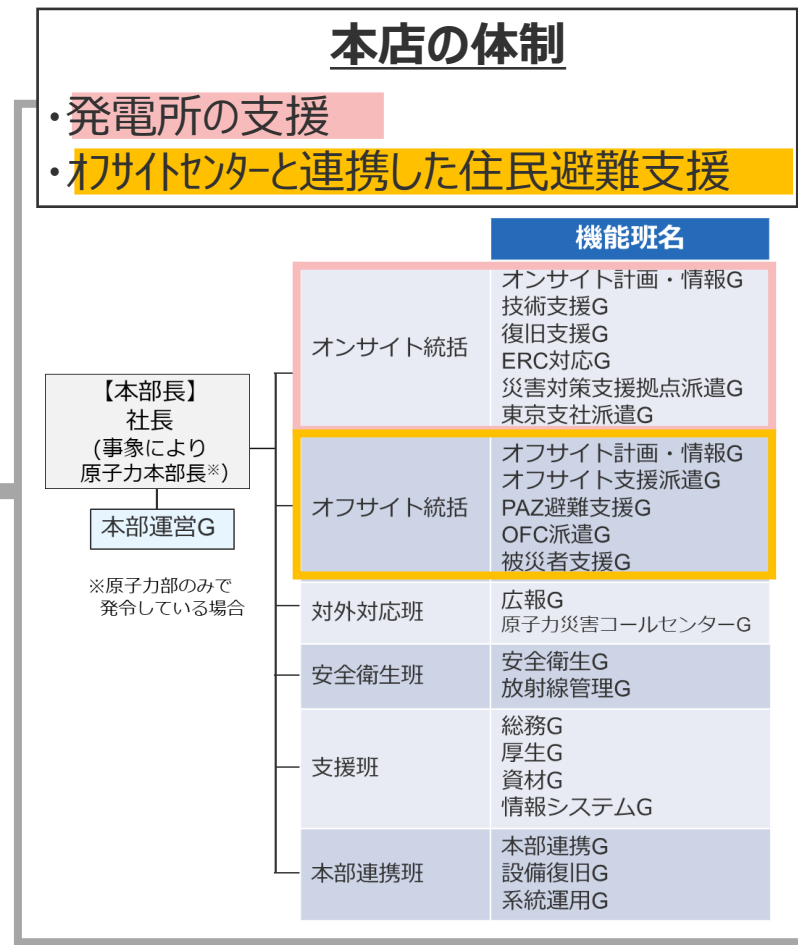
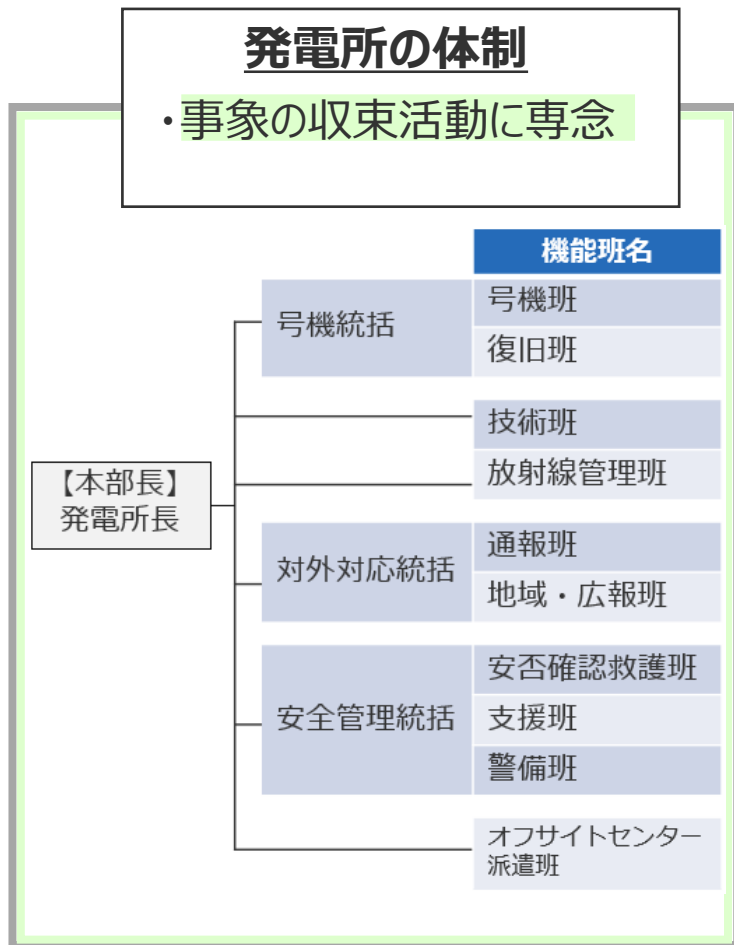
●福島第一事故の反省を踏まえて、全社で事故収束活動の体制を見直し、実効性を向上しました。



(2) 発電所と本店の防災組織

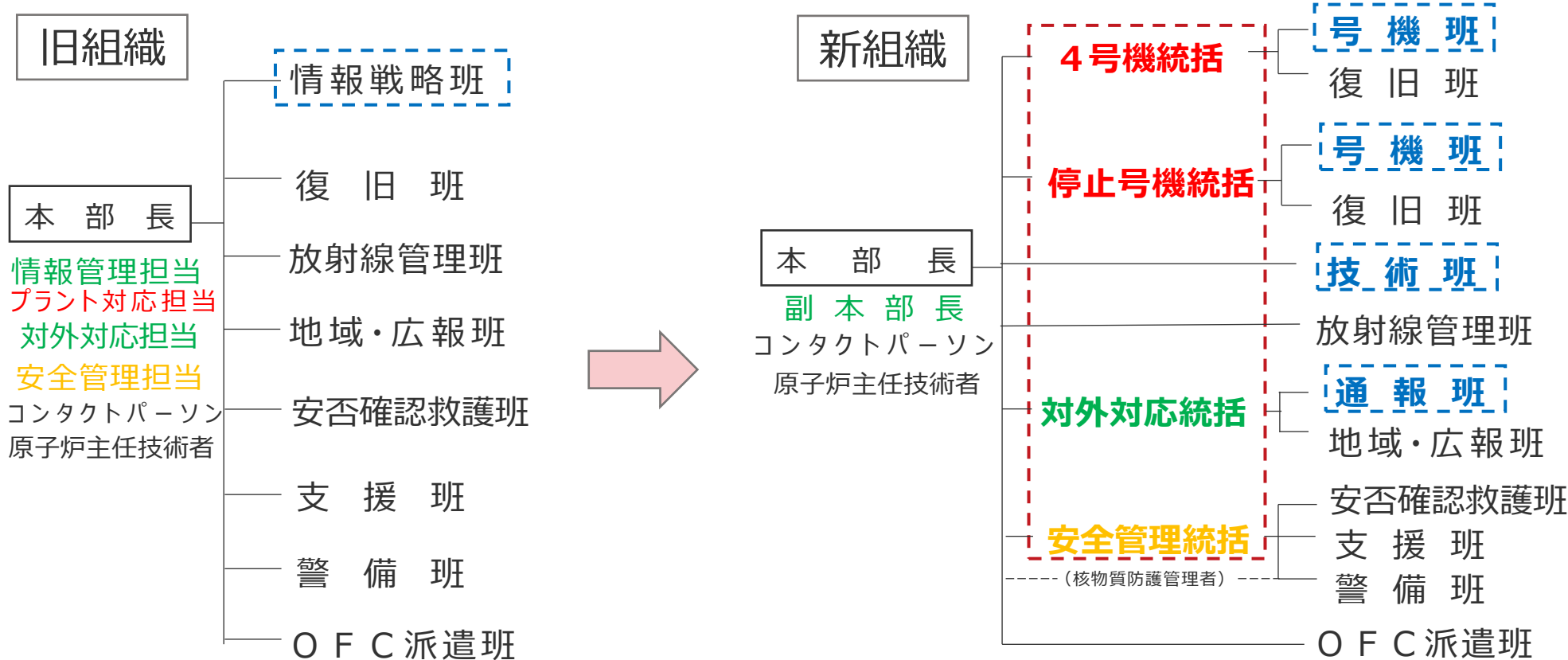
災害等が発生した場合は、事象の進展または拡大を防止するため、発電所と本店に対策本部を設置し、緊急時対応に特化した組織を構築します。

事故・故障等
一般災害
地震災害
原子力災害 等



(3) 発電所の新組織 (変更箇所)

重大事故の発生および拡大防止、復旧に的確かつ柔軟に対処できるように、原子力防災組織を変更しました。

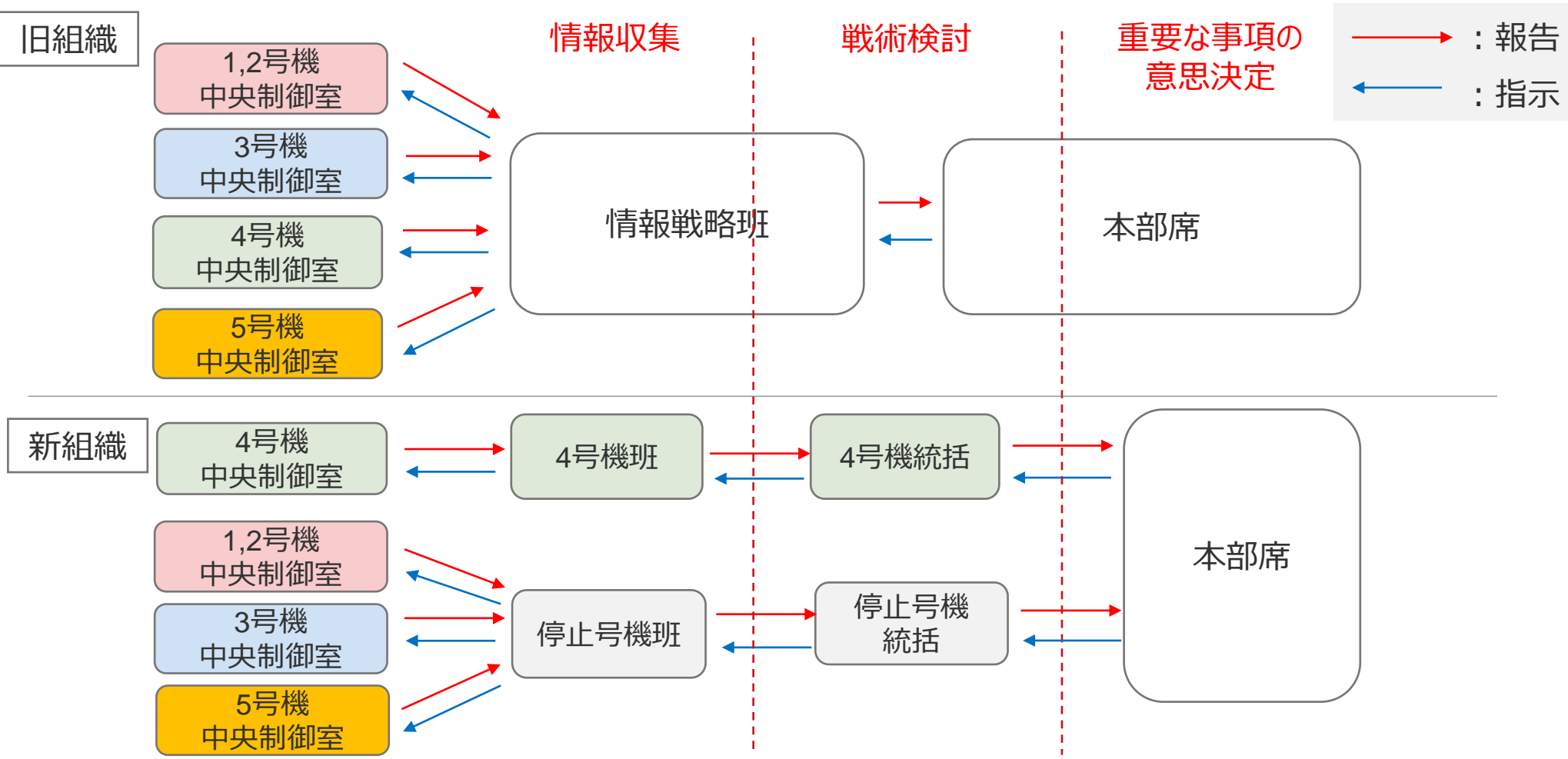


役割ごとの責任者・判断者として統括を配置しました。

情報戦略班の機能を分け、各号機の状況把握・対応検討を役割とする「号機班」、事象の進展予測等の技術的助言・進言を役割とする「技術班」、社内・外への通報連絡を役割とする「通報班」を設置しました。

(3) 新組織での確実な情報連携 (状況把握の改善)

今回の訓練では、号機班がプラントの情報を把握し、その情報をもとに号機統括が戦術の立案を的確に実施できることの確認を行いました。



(4) 発電所教育訓練の取り組み状況

- 災害対策組織の各要員の対応力を高めるため、訓練の中長期計画に基づき、年度毎の達成目標を定めて、改善に取り組んでいます。
- 適切な状況判断、正確迅速な任務遂行のため、役割に応じた教育・訓練を充実強化しています。

指揮者 (本部席、各機能班長、当直者等)

● 多様な事故・事象に対応できる能力を備えるため、教育・訓練を充実

- ・ 専門教育の実施による知識の向上
- ・ 習熟訓練 (シナリオ開示型訓練) の実施によって要員の対応能力・技術を習熟し、シナリオ非開示の訓練 (総合訓練) で有効性を確認
- ・ 不法な侵入 (テロリズム) 等に備え、テロ対策総合訓練等を実施



図上演習の様子

運転員

● 重大事故等シミュレータ訓練の充実

- ・ 重大事故発生時のプラント挙動を可視化する教育ツールを導入し、対応操作訓練を高度化
- ・ 外部専門家による教育の実施
- ・ シミュレータ訓練によって状況把握能力、中央制御室での運転操作能力を向上



運転員の重大事故対処訓練

現場要員

● 要素訓練の充実

福島第一事故前は総合訓練 (年2回程度) 時に実施していた要素訓練を充実 (2022年度実績: 590回/年)

- ・ 可搬型設備を用いた訓練を実施し緊急時対応能力を向上 (瓦礫撤去訓練、可搬型注水車訓練、可搬型電源車取扱訓練等)
- ・ 夜間訓練やタイベックスーツを着用した訓練など、実災害を模擬した高負荷な訓練も実施



可搬型注水設備操作訓練

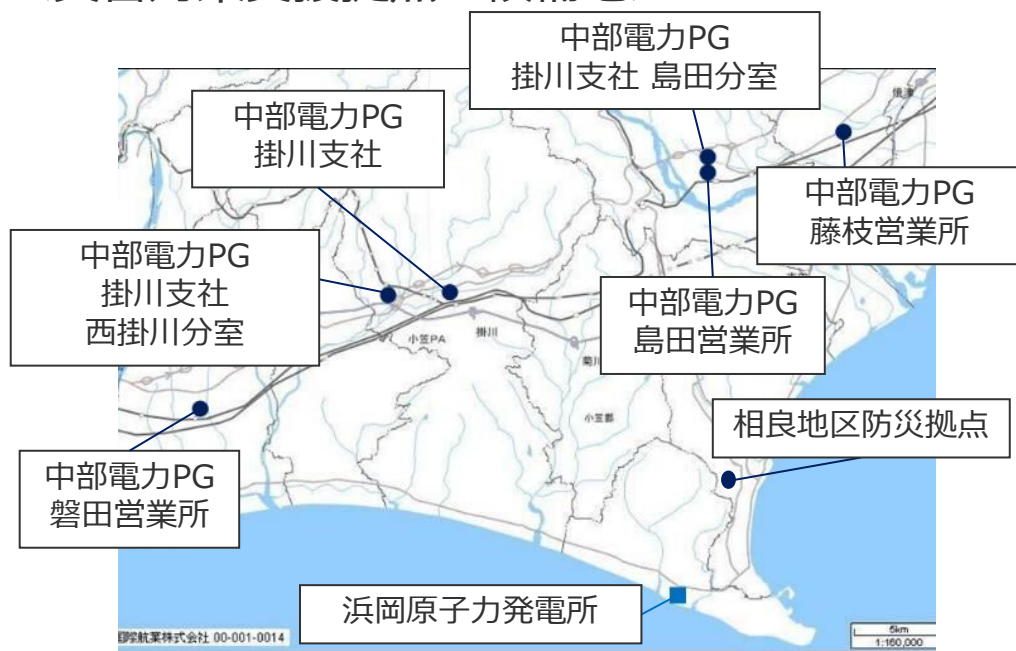


タイベックスーツを着用した夜間訓練 (窒素供給車両への電源接続)

(5) 原子力事業所災害対策支援拠点の整備

- 原子力災害時の発電所支援の利便性等を考慮して、発電所に近い適切な位置に支援拠点候補施設を7箇所確保しています。
- 当社は、円滑・適切な災害対策支援拠点の設営・運営のため、必要な資機材の輸送や設営・手順の確認を行い、派遣要員の技能習得、習熟を図っています。

<災害対策支援拠点の候補地>



PG : パワーグリッド

<支援拠点での業務>

- ①発電所への支援物資の調整・搬送および応援・交替作業員等の派遣
- ②要員の入退域管理および被ばく管理
- ③人、車両等の汚染検査や除染等の放射線管理 等

<訓練の様子>



拠点の設営作業



身体の汚染検査の受付



身体の表面汚染検査



車両の表面汚染検査

(2024年10月 相良地区防災拠点)

(6) 外部機関との連携 (実動省庁等との連携)

- 2017年度以降、原子力災害に備えた組織間の連携強化および災害応急活動を迅速・的確に実施できる体制の構築を目的として、順次、参加機関を増やしなが、地域の外部機関との連携訓練を実施しています。
- 2023年度に引き続き、御前崎海上保安署、御前崎市消防本部、菊川警察署、御前崎市、中部電力の5機関が連携し、訓練を実施しました。(2024年12月)

経緯

2017年度

2018年度

2019年度

2020年度以降

御前崎海上保安署
中部電力

御前崎市消防本部
御前崎海上保安署
中部電力

御前崎市
御前崎市消防本部
御前崎海上保安署
中部電力

菊川警察署
御前崎市
御前崎市消防本部
御前崎海上保安署
中部電力

・海上での緊急時
モニタリング

・救急車から
巡視船への搬送

・要配慮者の避難誘
導および緊急搬送

・避難者（避難行動要支援者を含む）の緊急搬送
・放射性物質による汚染傷病者の緊急搬送
・市災害対策本部内におけるリエゾン間の情報伝達
・放射線、放射性物質取り扱いに関する実習

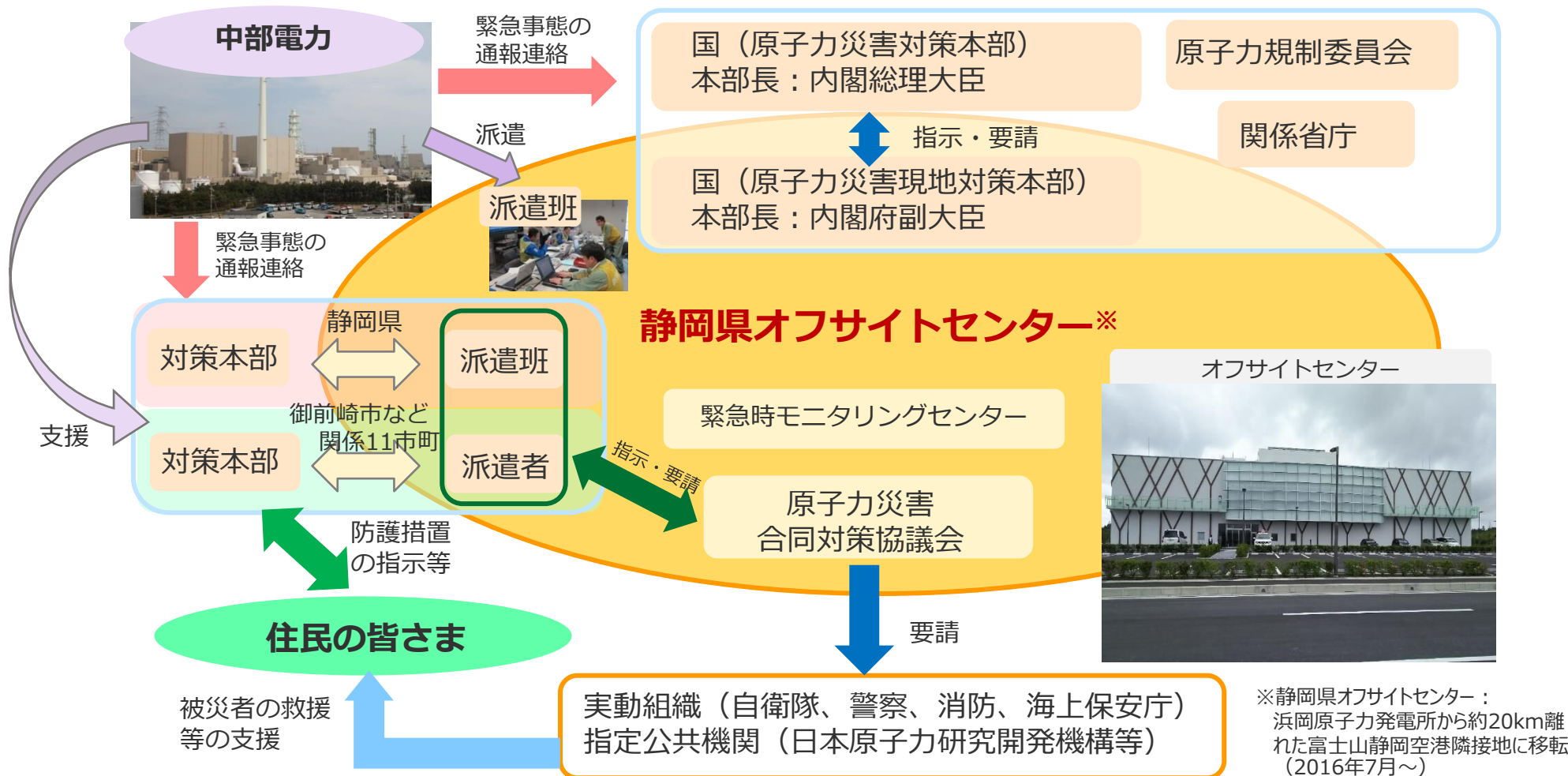
など



(7) オフサイトセンター（国・県などと協力した対応）



国の行政機関、自治体などの関係機関や専門家などが一体となって応急対策を実施するオフサイトセンターは、施設敷地緊急事態（SE）により立ち上がり、当社も要員を派遣すると共に、発電所の情報を提供し、関係機関が連携して住民の皆さまへの対応にあたります。



※静岡県オフサイトセンター：
浜岡原子力発電所から約20km離れた富士山静岡空港隣接地に移転
(2016年7月～)

(8) 当社の住民避難支援の取り組み

原子力
災害発生

当社は御前崎市・牧之原市と「避難行動要支援者の安全確保に関する協定」を締結し、要配慮者のうち避難行動要支援者の安全確保に関して、相互に連携、協力を図ることとし、①避難行動要支援者の搬送支援、②放射線防護施設の設定支援を行います。また、住民の皆さまの避難支援のため、③避難退域時検査場所・避難経路所の運営支援を行います。

① 警戒事態

- 情報の入手
- 避難準備

② 施設敷地
緊急事態
(オサイトセナ-設置)

避難
指示

【避難行動要支援者を含む要配慮者の皆さま】

【避難行動要支援者の方】

- 福祉車両で避難



放射線
防護施設



避難先
施設

① 避難行動要支援者
の搬送支援

【要配慮者全般の方】

- 自家用車で避難
(ご家族と避難可能な方)



② 放射線防護施設の設定支援

③ 全面緊急
事態

避難
指示

- 自家用車で避難
(原則)



避難退域時
検査場所



避難
経路所



避難所



一時集合場所



避難先自治体

③ 避難退域時検査場所・避難経路所の運営支援

避難行動要支援者の避難手段として福祉車両を福祉施設などに配備しています。また、避難行動要支援者搬送や放射線防護施設（エアシェルター）設営を迅速におこなえるよう、行政および関係機関との連携訓練などを定期的に継続して実施しています。

福祉車両の配備
御前崎市への配備台数：22台



避難行動要支援者搬送の
連携訓練

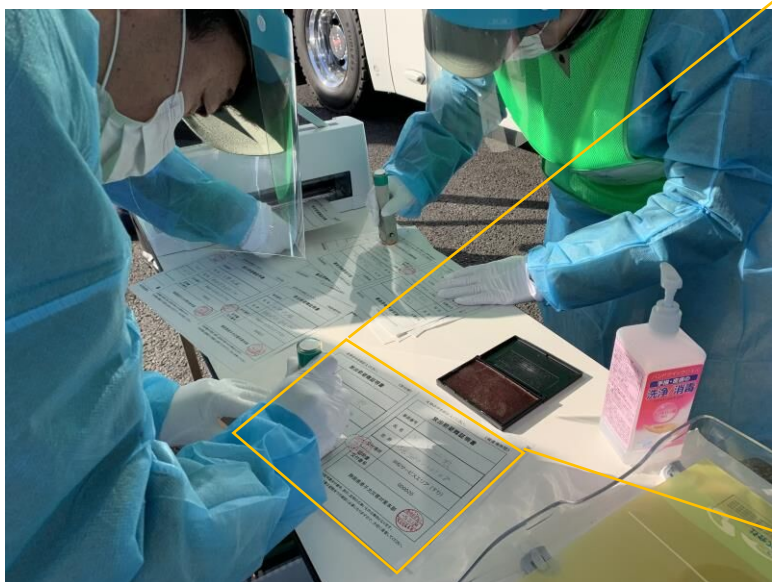


放射線防護施設（エアシェルター）
設営の連携訓練




(8) ③ 避難退域時検査場所・避難経由所の運営支援

住民の皆さまの避難退域時検査を迅速かつ確実に実施できるよう、2012年度以降、毎年、全社から社員を招集して社内訓練をおこなうとともに静岡県原子力防災訓練に参加しています。



放出前避難証明書の発行

太枠の中を御記入ください。 《交付用》

放出前避難証明書	
車両番号	
氏名	
住所	
交付場所	浜松サービスエリア(下り) <small>※</small>
証明書 交付番号	000001 <small>※</small>
静岡県原子力災害対策本部 	

※証明書交付番号、割印、証明印の無いものは無効となります。
※証明書は避難先での確認に必要になりますので、大切に保管してください。

放出前避難証明書



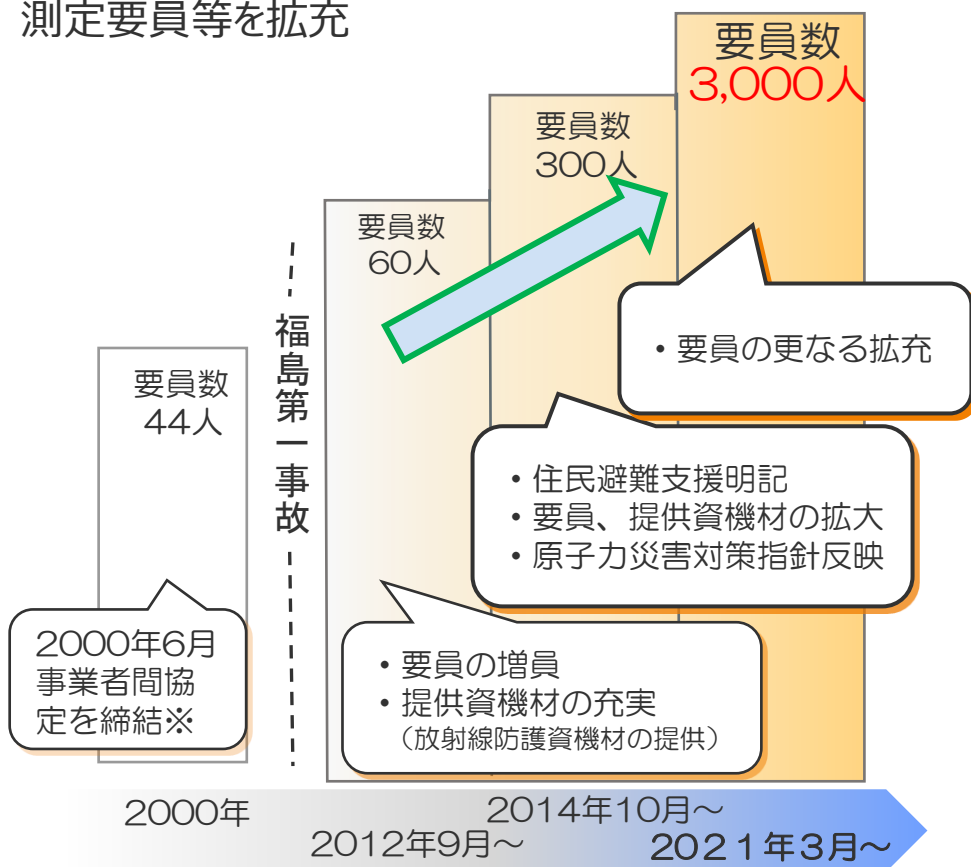
避難経由所 (避難先の案内)

(9) 原子力事業者間などの支援体制

福島第一事故を踏まえ、原子力事業者間や協力会社との支援体制を構築しています。

①原子力事業者間協定（12社）

協力事項に「住民避難支援」を明記し、放射線測定要員等を拡充



②3社アライアンス

地理的に近接していることなどを踏まえ、当社と東京電力HD(株)および北陸電力(株)で、原子力安全向上にかかる相互技術協力を行う。(2017年3月)



避難退域時検査訓練
(新潟県上越市)
2023年10月



技術者派遣訓練※
(中部電力本店)
2024年2月9日

※ 警戒事態の段階で、速やかに技術者をリエゾンとして派遣

③協力会社との協力（16社）

当社協力会社と支援協定を締結し、住民避難支援の協力体制を整備。(2019年3月)

県市町

避難計画

静岡県	2016年6月公表	磐田市	2018年3月公表
御前崎市	2017年3月公表	森町	2019年3月公表
牧之原市	2019年1月公表	袋井市	2020年3月公表
菊川市	2019年3月公表	吉田町	2020年3月公表
掛川市	2018年3月公表	藤枝市	2022年3月公表
島田市	2017年10月公表	焼津市	2022年3月公表

地域原子力
防災協議会
作業部会

地域原子力
防災協議会

原子力防災会議

緊急時対応の取りまとめ（要配慮者への対応策 等）

住民説明（避難方法、避難先 等）

PAZ：放射性物質の環境放出前に即時避難する区域
（浜岡原子力発電所から約5km圏）

UPZ：放射性物質の環境放出時は屋内退避し、緊急時モニタリングの結果で必要に応じて避難等を実施する区域
（浜岡原子力発電所から約31km圏）



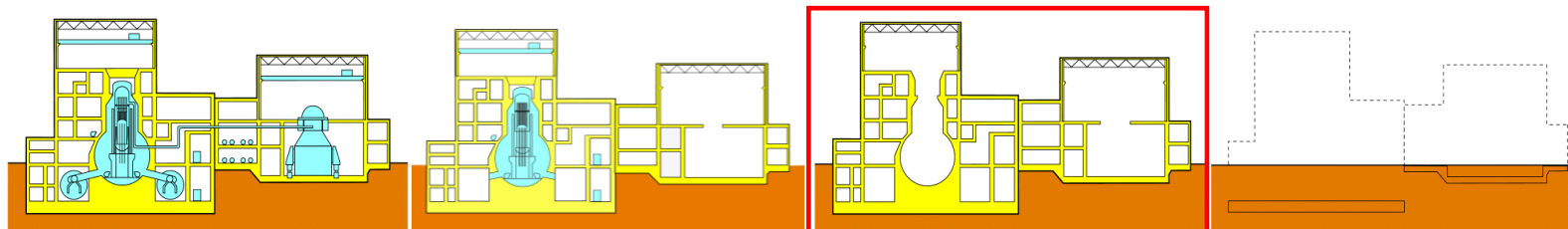
内閣府 原子力防災関連のホームページ、静岡県
の広域避難計画 (2024.8) を基に編集したものです。

04

1・2号機 廃止措置の状況

(1) 第3段階の申請

1・2号機の廃止措置計画は、以下の4段階に分け、約30年という年月をかけて実施します。
 2024年12月18日にNRAから認可を受け、2024年12月25日より廃止措置の第3段階へ移行しました。
 現在「原子炉領域の解体撤去」の着手に向けて準備を実施しています。



①汚染状況調査、除染等

②周辺設備の解体

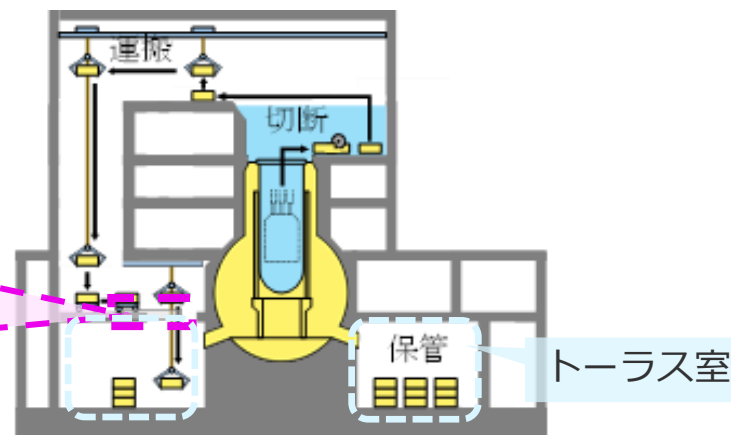
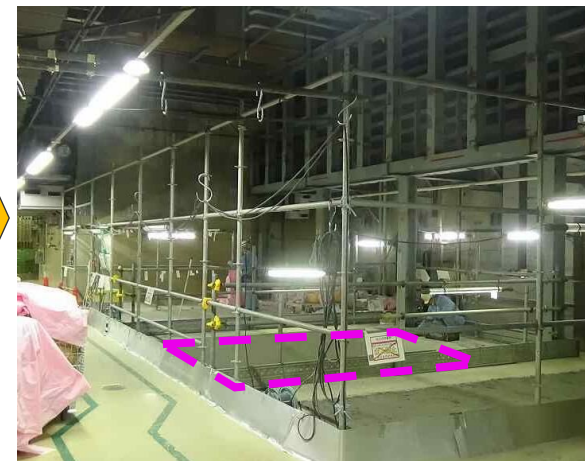
③原子炉領域の解体

④建屋等の解体

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
解体工事準備着手	原子炉領域周辺設備 解体撤去着手	原子炉領域 解体撤去着手	建屋等 解体撤去着手
2009年度～	2015年度～	2024年度～	2036年度～
使用済燃料搬出完了 (2014年2月) ▼新燃料搬出完了 (2015年2月)			完了目標 (2042年度)
燃料搬出			
汚染状況の調査・検討			
系統除染			
放射線管理区域外の設備・機器の解体撤去			
	原子炉領域周辺設備解体撤去		
		原子炉領域解体撤去	
			建屋等解体撤去
放射性廃棄物の処理処分 (運転中廃棄物又は解体廃棄物)			

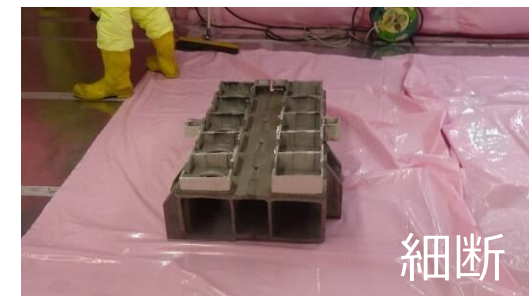
(2) 2号機 制御棒駆動水圧制御ユニット解体後の床開口部設置工事

サプレッションチェンバの解体物を搬出するため、また、原子炉領域の解体物をトーラス室に保管するためのルートとして、2号制御棒駆動水圧制御ユニット解体後、床に開口部を設ける工事を行いました。



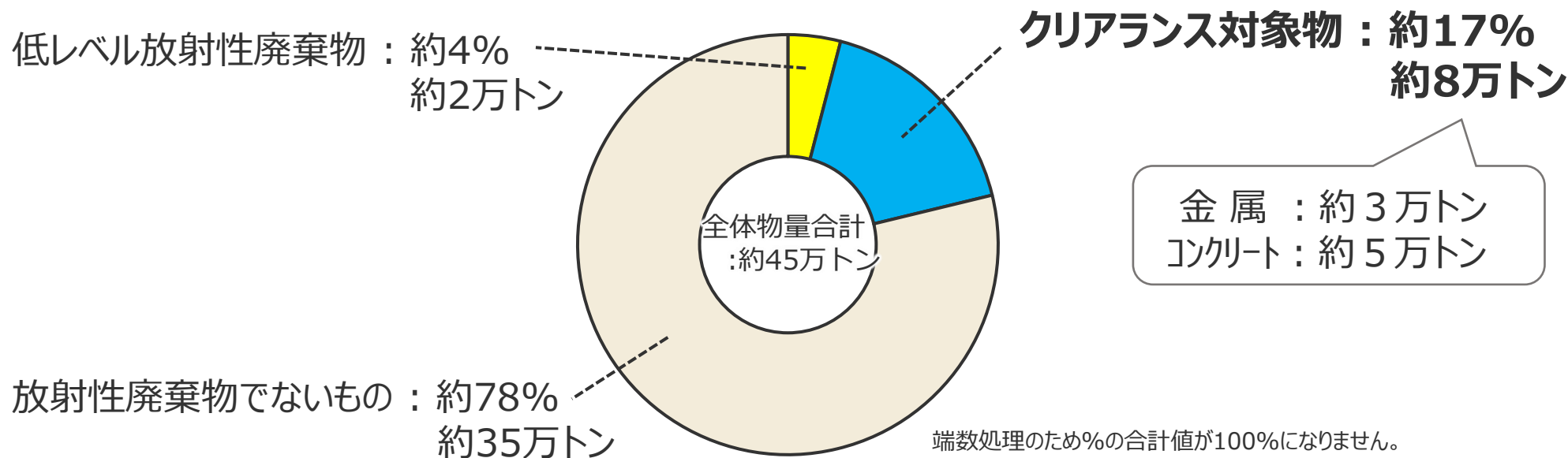
(3) 1号機 使用済燃料貯蔵ラック解体

使用済燃料貯蔵プールの中にある、使用済燃料を保管していたラックの解体を行いました。



(4) 1・2号機 廃止措置における解体廃棄物の発生量

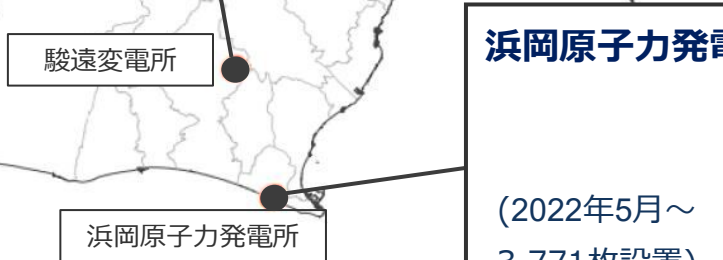
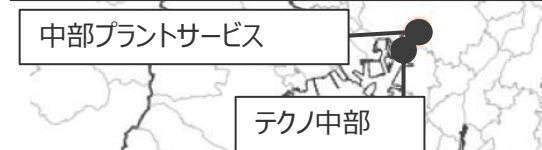
1,2号機廃止措置で発生する解体撤去物は、合計約45万トン（予定）です。
そのうち、約17%にあたる約8万トンがクリアランス対象物です。



- : 低レベル放射性廃棄物・・・炉内構造物、圧力容器、配管等
- : クリアランス対象物（放射性廃棄物として取り扱う必要のないもの）・・・タービン、配管等
- : 放射性廃棄物でないもの・・・建屋構造物

(4) 1・2号機 クリアランス金属の再利用

クリアランス物（金属）の再利用は、浜岡原子力発電所に加えてグループ会社の施設にも拡げておこなっています。



(4) 1・2号機 クリアランス金属の再利用

クリアランス物（金属）の再利用は、地元の施設にも拡げておこなっています。

御前崎市制施行20周年を記念した車止めの寄贈



御前崎市のマスコットキャラクター「なみまる」と「ふうちゃん」を模した車止めを株式会社木村鋳造所と共同で御前崎市に寄贈しました。寄贈した車止めは、御前崎市立図書館アスパル入口に設置されています。（2024年12月）

常葉大学の学生により企画・制作
クリアランス金属を再利用した作品



「鉄塔」と「あやとり」をモチーフに、電力を通じた地域や社会との「結び」を意識した作品「光線の綾」を浜岡原子力館1階に展示されています。（2024年12月）

